

議案第 23 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

1 和解の相手方

前橋市富田町 1402 番地 1
山本自動車工業有限会社

2 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金として 119 万 1,300 円を相手方の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、市と相手方の間には、前号に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 事件の概要

令和 7 年 8 月 22 日（金）午前 8 時頃、桐生市が管理する桐生市新里町大久保にある桐生市立新里北小学校の敷地内において、強風により立木が倒れ、隣接する敷地内にある相手方所有の発電所設備に当該樹木が当たり、当該発電所設備の太陽光パネル及びフェンス等を損壊させた事故である。

本件は、法律上の義務に属する立木に係る管理の瑕疵に起因して発生したものであり、市側が相手方発電所設備に係る損害額を負担することにより示談しようとするものである。

議案説明

議案第23号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

立木に係る管理の瑕疵に起因し発生した発電所設備損壊事故による損害賠償に関し和解し、損害賠償の額を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。